

リサイクル体験受講者募集
とき 1月24日(日)、31日(日)
午前9時30分～午後4時
ところ クリーンパークファイブ
講座名 パッチワーク「ミニポーチを作ろう」※連続2回講座
講師 森川 博子氏
募集人員 10人
募集期間 電話受付
1月4日(金)～18日(金)
午前9時～午後4時
希望者多数の場合抽選
準備するもの
①布切り用ハサミ、紙切り用ハサミ、糸切りハサミ
②熱で消えるチャコペン
③生成りの糸
④20cmものさし
⑤裁縫道具、筆記用具
⑥弁当
⑦材料費1,100円
新型コロナウイルス感染予防対策のため、検温、手指消毒、マスクの着用にご協力ください。感染状況によっては延期、または中止する場合があります。
問 クリーンパークファイブ
(長洲町名石浜42番地1)
☎0968・78・4433

募集

お知らせ

1月のマイナンバーカード申請受付などの予約制時間外窓口開設のお知らせ
開設日 1月12日、19日、26日(金)の午後7時まで 1月29日(金)の午前9時から正午まで
受付業務 マイナンバーカードの受け取り※交付通知書が届いている人が対象です。マイナンバーカードの申請受付
受付場所 菊水区域の人は、税務住民課
☎0968・86・5723
三加和区域の人は、住民課
☎0968・34・3111

新規就農者向け勉強会を開催します
和水町は、玉名市・玉東町・南関町の1市3町で、玉名圏域定住自立圏形成推進会議を組織しています。この会議の取り組みの一環として、新規就農者支援のための勉強会を共同で開催します。
これから農業を始める人や、農業経営を開始して間もない人向けの基本的な内容を予定しています。が、農業経営に欠かせない重要な内容でもありますので、どなたでもお気軽にご参加ください。
テーマ ①土づくりなどの栽培技術に関すること ②青色申告などの農業経営に関すること など
講師 玉名地域振興局 農業普

及・振興課
とき 2月9日(金) 午後1時30分～午後3時30分
ところ 玉名市民会館会議室(玉名市岩崎152-2)
参加費 無料
参加を希望する人は、1月31日(木)までに、農林振興課農業政策係(☎0968・34・3111)へ、電話でお申し込みください。
インボイス制度説明会・登録申請相談会を開催します
とき 1月10日(金) 午前10時～正午、午後2時～4時 ともに定員14名
ところ 玉名税務署 2階会議室
☎0968・72・2125

消防設備士試験のご案内
願書受付期間
書面申請 1月12日(金)～19日(金)
電子申請 1月9日(金)～16日(金)
試験日 3月19日(日)
試験地 熊本市 ※詳しくは試験案内をご覧ください。
受験願書・試験案内などは、消防試験研究センター熊本県支部、熊本市消防局、県内の消防本部および熊本県総務部市町村・税務局消防保安課に12月13日(火)以降配置します。
問 一般財団法人 消防試験研究センター熊本県支部
☎096・364・5005

「はたちの献血」キャンペーン
献血者が減少しがちな冬期は、輸血用血液が不足しやすい季節です。
このため、熊本県では1月～2月の2か月間、「はたち」の若者を中心に、広く県民の皆さんに対して献血を呼びかけています。
特に若い人たちは、ぜひご協力をお願いします。
問 税務住民課 生活環境係
☎0968・86・5723

広島の「黒い雨」に遭った人へ
一定の要件を満たすと認められる人は、被爆者健康手帳を受け取ることが出来ます。新たに被爆者健康手帳を受け取るための要件は次の2つです。
要件① 広島県の「黒い雨」に遭ったこと
要件② 障害を伴う一定の疾病にかかっていること
詳しくはお問い合わせください。
問 有明保健所
☎0968・72・2184

広報なごみ12月号 お詫びと訂正
広報なごみ12月号12頁「第2回和水町職員採用試験のお知らせ」の申し込み受付期間に誤りがありました。深くお詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正いたします。
【誤】令和4年12月12日(金)～令和5年1月6日(金) 午前8時30分～午後5時
【正】令和4年12月12日(金)～令和5年1月4日(金) 午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日を除く)

「三ない運動」をご存じですか？

**政治家の寄附は禁止！
有権者が政治家に寄附を
求めることも禁止！**

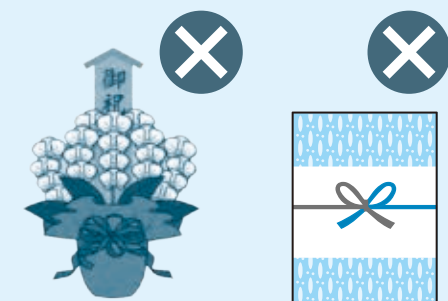
年末年始はお歳暮やお年賀など、何かと贈り物をする機会の多いシーズンです。

そこで、この機会に皆さまに改めてご理解いただきたいのが、きれいな政治、お金のかからない政治の

実現、選挙の公正の確保を目指す「三ない運動」(贈らない、求めない、受け取らない)です。

政治家が選挙区内の人にお金や物を贈ることはもちろん、有権者が政治家に寄附や贈り物を求めることも、公職選挙法により**禁止**されています。皆さま一人ひとりが寄附禁止のルールを守って、明るい選挙を実現しましょう。

政治家の寄附禁止の対象例



落成式・開店祝などの祝花、葬儀の供花、病気見舞いなど

お歳暮・お年賀など



結婚祝、香典、卒業祝、入学祝など

お祭りへの寄附・差し入れ、町内会の集会・旅行などの催物への寸志・飲食物の差し入れ

※政治家本人が結婚披露宴、葬式などに自ら出席してその場で行う場合には、罰則が適用されない場合があります。

次の行為が禁止されています

【平時より禁止されるもの】

●政治家の寄附の禁止

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすることは、その時期や名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。また、政治家以外の者が政治家の名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

●政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

政治家に対して寄附をするよう勧誘や要求をすることも禁止されています。政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

【選挙に関して行うことが禁止されるもの】

●政治家の氏名などを冠した団体の寄附の禁止

政治家の氏名が表示されたり、氏名が類推されるような名称が表示されている団体が、選挙に関し、選挙区内にある者に対して寄附をすることは、名義のいかんに関わらず、罰則をもって禁止されています。

●請負などの契約の当事者の寄附の禁止

国、地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者がそれぞれの選挙に関して寄附をすることや、これらの者からそれぞれの選挙に関して寄附を受けることは、罰則をもって禁止されています。

【その他、禁止されている行為】

- 政治家が選挙区内にある者に対して、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞などのあいさつ状(電報なども含む)を出すことは禁止されています。
- 政治家や政治家の後援団体(いわゆる後援会)が、選挙区内にある者に対して、主として挨拶を目的とする有料の広告を新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどにすると処罰されます。

総務省
ホームページ

なるほど！選挙「寄附の禁止」

https://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/naruhodo/naruhodo08.html

※詳細はお近くの選挙管理委員会までお問い合わせください。

